

全員協議会 記録

招 集 年 月 日	平成28年3月23日（水）			
招 集 の 場 所	議員控室			
開 会	午前9時30分			
出 席 議 員	議 長	吉田 真悦	副議長	平吹 俊雄
	1 番	千葉 一男	2 番	福田 淑子
	3 番	藤田 洋一	4 番	柳田 政喜
			6 番	櫻井 功紀
	7 番	大橋昭太郎	8 番	我妻 薫
	9 番	鈴木 宏通		
	11 番	吉田 二郎	12 番	山岸 三男
	13 番	佐野 善弘	14 番	前原 吉宏
欠 席 議 員	10 番 橋本 四郎			
職務のため出席した者の職氏名	町 長	相澤 清一		
	副町長	佐々木 守		
	伊勢総務課長	伊勢 聡		
	櫻井防災管財課長	櫻井 英治		
	〃 課長補佐	堀田 幸喜		
	〃 主幹兼係長	齋藤 寿		
	議会事務局長	吉田 泉		
	〃 次長	佐藤 俊幸		
協 議 事 項	・美里町原子力災害避難計画（案）について ・美里町公共施設等総合管理計画（案）について ・運営基準、規程、要綱の改正等について			
そ の 他				
閉 会	午前11時50分			

2号様式 審議の経過

吉田局長	おはようございます。ただいまより全員協議会を開会いたします。 議長、よろしくお願いします。
吉田議長	おはようございます。 昨日まで3月定例議会、長期間でありましたけど大変、御苦勞さまでございました。本日、続けて全員協議会ということですが、執行部から原子力災害避難計画（案）と公共施設等総合管理計画（案）という二つの案件でございます。避難計画につきましては前にもお話ししていたと思いますので要点等を整理しながら進めていきたいと思っております。今日も午前中、よろしくお願いしますと思います。 それでは協議事項に入らせていただきます。 橋本議員はちょっとめまいがするというこのようで、午前中は欠席ということであります。 それでは町長よりお願いいたします。
相澤町長	どうも皆さん、おはようございます。 昨日まで本当に3月議会、ありがとうございました。おかげさまでご承認を賜りまして今年度も頑張っまいりたいと思っております。また引き続きご苦勞さん会ということで、本当に昨日は大変お世話になりました。皆さん大変お疲れのことだと思っております。 今日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただきまして、本当に感謝を申し上げます。本日、全員協議会でご説明申し上げますのは、1点目は美里町原子力災害避難計画（案）について、2点目は美里町公共施設等総合管理計画（案）についてでございます。 初めに1点目の美里町原子力災害避難計画案についてご説明申し上げます。本町は、町内の一部、小島行政区が東北電力株式会社女川原子力発電所から30キロ圏内のUPZに位置しておりまして、関係法令等の定めに従い原子力災害時の避難計画作成に取り組んでまいりました。昨年6月11日開催の議会全員協議会におきましても避難計画策定に係る進捗状況及び計画の基本方針などを御説明申し上げたところであります。このたび最大の課題でありました全町民の広域避難先を確保する目途が立ち、美里町原子力災害避難計画（案）を作成できることができましたことから本日、その概要等につきまして御説明を申し上げるものでございます。 次に、2点目の美里町公共施設等総合管理計画（案）について御説明申し上げます。平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機に、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、平成26年4月には公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、地方公共団体に要請をおこなっております。本町におきましても経年劣化等により老朽

	化が進んでいる公共施設等が数多く存在しますが、現在の厳しい財政状況の中では全ての施設の更新は困難であることから、総合的かつ計画的な管理に基づき、施設の統廃合、適切な修繕等による長寿命化を図る必要がございます。このことから美里町公共施設等総合管理計画(案)を作成いたしましたので、本日はその概要等につきましても御説明申し上げるものでございます。 詳細につきましては、後ほど櫻井防災管財課長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。 今日は、大変御苦勞さまでございます。
吉田議長	それでは説明に入らせていただきますが、この原子力の災害の避難計画については総務産業建設のほうからも政策提言も当然しているところではありますが、前にも受けていますので変わったところとか追加されたところとか重点的なことということですのでよろしいですね。 (「はい」の声) はい、伊勢総務課長。
伊勢総務課長	おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、本日の説明員を紹介させていただきます。 防災管財課長の櫻井英治でございます。 (「櫻井です。どうぞよろしくお願いいたします」の声) 次に、課長補佐、堀田幸喜でございます。 (「堀田です。よろしくお願いいたします」の声) 次に主幹兼原子力対策係長の齋藤 寿でございます。 (「よろしくお願いいたします」の声) 以上でございます。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	それでは、私から御説明申し上げます。 美里町原子力災害避難計画でございます。本計画は美里町地域防災計画(原子力災害対策編)第2章12節1項【避難等計画の作成】の規定及び宮城県が作成しました「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」等に基づき屋内退避及び避難に必要な基本的な事項を定め、迅速かつ確実な防護措置が実施できる体制を構築することを目的するものであります。 全体の構成としましては、第1章の「総則」から第7章の「今後、検討すべき課題等」までとなっております。特に第4章におきましては町内避難、広域避難について記載をいたしております。 御案内のとおり美里町の一部、小島行政区のみがU P Zいわゆる30キロ圏内となっております。本来であればこの地域だけの避難計画を作成すればよいとの県からの指導がありました。しかしながら、それでは到底、町民の理解は得られないだろうという判断のもと、なお美里町におきまし

	ては、全町を対象にした避難計画を作成すべく、これまで作業をおこなってまいりました。 避難先といたしましては、県内の他の自治体は県が調整をおこないまして30キロ圏内住民の受け入れ先となっておりまして、そのため美里町としては県外に避難先を求めることになり、昨年、山形県最上町と協議を重ねまして、昨年の災害時相互応援協定締結に至った次第であります。その際、最上町1町だけでは美里全町民の受け入れが不可能なため、最上地方全市町村にお声掛けいただきまして最上地域の全ての市町村と覚書を交わさせていただく予定であります。そういった調整等もありまして、今回の計画の完成に漕ぎ付けたところでございます。 それでは、詳細につきましては担当の齋藤のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。
齋藤係長	原子力対策係の齋藤です。 議員の皆さまには、お配りしている資料にお目通ししていただいていることと思いますので、お渡ししてあります1枚ものの美里町原子力災害避難計画案の概要、こちらをもって、そのポイントを説明させていただきたいと思います。 まず第1章の総則につきましては、避難計画の作成の背景、計画の目的、計画の基本方針、計画の対象地域と全体に係る基本となる部分を示させていただいておりますが、以前、説明させていただいたところから文言の整理等をしたというところで、大きく主旨は変わってございません。 特に申し上げたい部分とすれば、計画の目的のところには町の地域防災計画（原子力災害対策編）と同様に、「なお、本町は脱原発宣言の町であり、本計画は女川原子力発電所の再稼働を容認するものではなく、廃炉になるまで発生する可能性のある原子力災害に備えるためのものである」ということ同様に記載させていただきます。計画の基本方針については四つですが、文言等の整理のみで前回と同様ということで省略させていただきます。課長から申し上げたとおり全町域を対象にした計画となっております。 第2章につきましては、防護措置の基本事項ということで原子力災害時に実施される防護措置に関して、基本となる事項についての説明をおこなっております。 第3章につきましては、情報の収集、伝達ということで実際に災害が起きたときの情報伝達の流れ、防災関係機関との連絡手段、それから町民への広報の手段等について定めてございます。 町民への情報の伝達手段、広報手段としましては防災行政無線（同報系）、各行政区等についての移動系無線、それから緊急速報メール、ま、エリアメールと呼ばれるもの、それから防災ナビみさと、広報車、ホーム

	ページ等で、多様な手法でお知らせをしていきたいと思っております。 続きまして第4章、屋内退避、避難等の防護措置の実施の部分ですが、この部分が一番のポイントとなる部分かと思えます。 屋内退避につきましては、全町民がそれぞれ入る施設はございませんので、基本的には指示が出された場合には、その地区の住民は直ちに自宅、自宅から離れている場合には最寄りの公共施設に入る、待機するというのが基本的な行動となると。 それから一般町民、在宅の要配慮者の避難及び一時移転の流れですが、ここに流れを記載しております。基本的には世帯内での自助、それから行政区自主防災組織での共助による避難をおこなっていただくということを基本と考えてございます。例えば一般町民、世帯ごと及び自助、共助で可能な要配慮者につきましては、自家用車で乗り合わせて地域ごとに指定された避難所に行くと。そのとき可能な場合には、近所の交通弱者等にお声掛けいただいて乗り合う、もしくは行政区ごとに設置する一時集合場所、座席に余裕がある方はこちらのほうに立ち寄って、そこに歩いて来たり、交通手段のない方を拾い上げて行政区に指定された避難所に行って、そこで降ろしていただくというような自助、共助による避難をお願いするというふうに考えてございます。なお、在宅の避難行動要支援者、自助、共助では避難できない方については、町で対策は考えていくということでございます。その途中にUPZ内から避難する町民、例えばUPZ町民以外でも、そちらに発災時にいた方については、県がこれから具体的に定めることとなりますが、避難退域時検査、30キロ圏内から出てきた方が車ごと簡易に、今年度の原子力防災訓練で議員の皆さんに見ていただいたかと思うんですが、あのようなゲートを潜るというような中で簡易な汚染状況を確認するという部分、この検査を受けてから次に進んでいくということになります。それと町内避難の場合、要配慮者については福祉避難所等に移動していただくんですが、その場合にはさるびあ館を経由すると。どうしてもその準備が間に合わない、町の社会福祉施設等が間に合わない場合は、さるびあ館に一時的に収容するというような形。また、広域避難、県外に逃げる場合には避難先に設置する避難所の受付ステーション、そこをまず目指していただいて、そこに着きましたら避難所の割り振りを確認しながら、そこに移動にさせていただくという、そこを経由して行政区ごとに指定されている避難所に避難するという流れで考えております。 なお、在校中の児童、生徒等については保護者が一緒に避難するという事を考えております。 また、安定ヨウ素等の配布、服用については今後、検討するということで、まだ県のほうでも検討段階で明確に出ておりません。それを反映させて今後の見直しをおこなっていくという予定でございます。
--	--

それから黒丸の三つ目、被害の拡大に備えた避難等の事前準備、準備検討。前は「段階的に」と書いてあったんですが、必ずしも段階的に起こるものではないと。国、県の意見等も反映させていただきまして、ここは国の避難指示区域に基づいて、町は上回って準備をおこなっておく、検討するという示しているものでございます。町は国の避難指示区域が下表となった場合、その後の被害の拡大に迅速に対応できるよう、町独自で事前に避難等の対策を準備し、その実施を検討すると。例えばUPZ、小島だけに避難指示が出た場合は、もう南郷地域全体の町内避難を準備しておく、検討するというふうに考えております。南郷地域全体になった場合はもちろん、もしくは小牛田地域の一部に入った場合に、全体で広域の先に逃げることも考えるというようなことで、国の指示を上回って、さらに広く検討をしていきたいというところでございます。

それから避難先につきましては、UPZ、小島行政区ですね、それから南郷地域の場合は小牛田地域の40キロを超えた避難所で受け入れると。それから町内全域で避難が必要になった場合には、先ほど課長が申し上げたとおり、覚書を取り交わす予定となっております山形県最上地方8市町村に避難するというので、その収容人数は一人当たり2平米と非常に狭い面積ではありますが、その面積から計算しまして3万5千人のキャパは一応あると。今の時点では、おおむね2万5千人の町民に対してそれ以上の確保はされておりますが、今後、詳細に調整をした結果、この数字が変わってくるかもしれませんが、最低限、美里町民の受け入れはできるという見込みでございます。

それから避難所の受付ステーションの設置場所ですが、山形県の最上町役場の近くにございます中央公民館、こちらのほうに町民の皆さんに寄っていただいて、複合災害時であっても、避難所が違う場所に変わった場合は、ここで確認していただいて、そこに誘導していただく場所でございます。

それから避難者につきましては、先ほども申し上げているとおり自助、共助による自家用車乗り合わせを基本とすると。

一時集合場所については、基本的に行政区1カ所ずつ設置して、そこで町民同士、地域住民同士が共助、乗り合いをしていただくと。それでも残ってしまう方がいる可能性があるのもので、その場合、町は必ずそこは回って拾い上げる場所ということで、原子力災害時の一時集合場所を設置すると。

それから広域避難の避難経路につきましては、行き先が山形県最上地方であることから各道路を通りながら、国道47号線を通って最上に至るルートをメインルートとすると。ただ、ここがだめだった場合には加美町を通っていただいて、347号線から回るというルートを代替ルートとして考

	えております。 それから町民の避難受け入れ体制です。これは以前と大きくは変わりません。町内避難時は施設の管理者及び町職員により速やかに避難所等を設置すると。広域避難時については、最上地方の職員に協力をいただいて庁舎の設置、開設をお願いすると。避難所、福祉避難所の運営につきましては、初期は普通の避難所については町の職員がおこなう、町内避難では町の職員、広域避難では最上地方の協力をいただきながら設置をしていただいて、あとは町の職員を早く派遣して引き継ぐと。さらには町民による、地域住民の行政区、自主防の皆さんの協力によって自主運営していただくということで進めていきたいと考えております。 役場の移転先ですが、議員の皆さまにも見ていただいたかもしれませんが、最上町の瀬見公民館、旧瀬見小学校の跡地をお借りすることになっております。なお、電話番号については今、役場のこのままの番号をかけていただければ転送できるシステムを整備することとなっております。 次に、町が指定した避難所以外に避難した場合には、前もお話したとおり電話番号を設置することにしていたんですが、なかなか難しいので転送で同じように対応したいと。またEメールアドレスについては、まだ調整中ということなんです。こちらは住民の方にお知らせして、やはり電話ですと24時間は無理ですけども、メールであれば24時間受けることもできますし、そういう形のメールアドレスも取得したいと考えてございます。 なお、長期化への対応ということですが、避難の長期化については、できるだけ早く閉鎖できるよう国、県の協力を得ながら応急仮設住宅への移転、それから民間の賃貸住宅等、それから宿泊施設へ移動できるように進めたいと考えてございます。 最後に石巻市の受け入れですが、これについても県の調整がうまくいかなかったということで、美里町、それから涌谷、登米市がUPZ自治体でありながら石巻市民等を受け入れるということになっております。ただ、ま、状況によっては、どうしてもだめな場合はお断りし、県が対応することになっております。 最後ですが、第7章についてはまだ今後、課題が山のように残っておりますが、その課題等を示してございます。今後、この辺を見直して、さらに計画の実行性を上げていくということで、随時、見直しをおこないたいと考えております。 以上です。
吉田議長	はい、説明をいただきました。 全体的で結構ですから、何か聞いておきたい、確認しておきたいということがあれば。

	はい、柳田議員。
柳田議員	やはり一番気になるのは第4章だと思うんですよ。 まず1点目が、今後努力していただきたいというか、話を繋いで欲しいんですけども、まず、最初の屋内退避なんですけれども、こちらのほう、実際、今まで原子力関係の災害が起きた場合、どうしても連絡が後手、後手になって正直、屋内退避する時点で、もう外で被爆、放射線浴びてしまっている状況になっていると思うんですよ。ですからこれは本当、プッシュして最短で連絡もらえるように、速やかに、本当に安全なうちに避難できるように、これは原発のほうだったり、県のほうに要請しておいて欲しいというお願いがまず1点です。 (「一つずつでいいから」の声あり) お願いなので、これは。 それと次がですね、避難のときに準備するバス等ということで、これ、前回も話が出たと思うんですよ。まず運転手の方をどのように確保するのか、その辺が前回の課題だったと思うんですけども、どのようになったか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	今のバスの件でございまして、まず町内にバス会社というものがございせん。そういった課題もございまして、基本は自家用車で一時避難ということで考えてございまして、当然、バス会社につきましては会社のある町が優先的に、ま、そういった部分を押さえるだろうということも想定はしております。また、そういった場合には逆にバス会社の方は本当にそこまで協力してくれるかといった部分も当然、疑問符が付く部分がありますので、美里町としましては自家用車による一時避難の手段が一番現実的なのかなといったような感じがしております。 以上です。
吉田議長	はい、柳田議員。
柳田議員	自家用車というのが、まず現実的になると思うんですよ、私も。ただ、実際、自家用車が一斉に動き出したときに、どうしても大渋滞を引き起こして避難完了まで時間が相当かかると思うんですね。 やはり今のバスの件ですが、交通弱者の方はどうしてもある程度そういう方たち、面倒が見れる方と一緒にバスなどに乗って、ま、看護師だったりそういう方もおりますけれども、見てもらいながら、ある程度必要だと思うんですよ。その際、町で保有しているバスと町で雇用している臨時の方々、もしくは、まず一番目にはバスの運転手として雇用している方々ですけれども、その次に例えば役場職員でもそのようなバスを運転できる方のピックアップとかですね。その次、バスがある場所の近くの住民の方で、ある程度そういう運転できる方のピックアップですか、しておいて、やはり協力的に動いてもらうしか緊急時はないのかなと思うんですけども。

	その辺とかは考えていますか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	ただいまのお話ですけれども、例えば町でも研修バスですとかスクールバスも何台か保有はしております。当然、そういういったものは活用して、いわゆる交通弱者の方ですとか、そういった方々は例えば近所の方と乗り合わせるということも当然考えられますけれども、基本、バスについてはそのようには考えているところではあります。 現在の町の公用車の保有台数が、全て大型からの軽まで含めて 121 台、現在確認しています。これ、現時点での数字ですけれども。そういった部分を活用といいますか、そういったことで、当然運転手につきましても職員で、今御指摘ございましたように大型を持っている職員も何名かいるかと思われますので、その辺は今後ピックアップして、いわゆる実施計画といいますか、そういう部分には当然これは反映させていくという方向で考えております。 以上です。
柳田委員	ありがとうございました。
吉田議長	はい、ほかに。 山岸議員。
山岸議員	これからのこと、災害起きた時点での前段の計画といいますかね、それでお尋ねしたいのが、美里町の避難先とかの提案なんですけれども、福島でも家族がみなバラバラになって避難しているという状況がありましたよね。例えばです、私にも娘や子どもが隣の町に住んでいます。そういう娘や孫たち、子どもたちと一緒に避難したいというときに、美里町の、例えば最上町に避難するというときに、涌谷とか古川とか松山、田尻の隣近所に住んでいる家族、ま、離れていますけれども、そういう方も例えば同じく美里町の最上町と一緒に避難したいという意向があった場合はどういう対応ができるんでしょうか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	基本は自主避難ということで、計画、大きな枠でそう謳っておりますけれども。例えば先ほど齋藤が申しましたように、最上広域全市町村では約 3 万 5 千でキャパを確保させていただいたという事実はございます。 これが仮にそういった過酷事故が起きて全町避難となった場合、受け入れ先が逆に美里の人間以外は受け入れられませんよということにはならないというふうに考えておりますので、分散しています家族の方が皆さんと一緒に避難して、仮に最上さんにお世話になると考えた場合、当然その中で美里町民の方でない人はだめですよというような形はならないというふうには考えております。これはもう、そこまで行きますと人道的な部分になってきますので、ま、そういったことにはならないのかと考えてご

	ざいます。
山岸議員	わかりました。
吉田議長	はい、ほかに。 はい、吉田二郎議員。
吉田議員	第3章の情報の収集、伝達体制のことなんですけれども。 本町に原子力発電所と宮城県と原子力規制委員会から情報から入ってくるという矢印が書いてあるんですけども、この内容というのは同じようなことが入ってくるのか、それとも何か別なのがあるのだろうか。
吉田議長	情報の部分、内容。 はい、齋藤さん。
齋藤係長	基本的には同じ情報になります。まず一番先に、もちろん原子力発電所内でその事実がわかりましたら国それから県に、それから立地にあるということだったんですが、災害協定を結んだことから、周辺のUPZにも同様の連絡が流れる。今月、新たに女川原子力発電所と防災管財課のところにファックスが、特別な回線が設置されましたので、ホットラインみたいのですね、直接に専用のIP回線を引きましたので、そこから電話、ファックス等で連絡が入るよと。もしくは土、日であれば担当職員の携帯、自宅のほうに連絡が入るというふうな。
吉田議長	はい、吉田議員。
吉田議員	初期の段階だから情報だけ受け入れるんでしょうけれども、ま、具体的なやること、こちらから本町から電力のほうとか、このやり取りとか双方向のことも当然やれるようなあれなんですか、それとも受けるだけですか。
吉田議長	はい、齋藤さん。
齋藤係長	電話になっておりますので、こちらから双方向の形になっております。その電話で直接、県の担当だったり国際センターだったり、もしくは女川原子力発電所のほうと、電話でも通話できるシステムになってます。
吉田議長	はい、吉田議員。
吉田議員	避難させてもらったり避難を受け入れたり、お互いさまなんですけれども、受け入れたときに一人当たり2平米の、数字的に書いてあったんですけども、これはやはり、そういう避難を受け入れるほう、国からとかどこかの指示で2平米ということを作っているのか、それとも本町独自の。
吉田議長	はい、齋藤さん。
齋藤係長	私が県の危機対策課のほうにも以前、確認しております。特にやはり段階に応じて、当初、中期、長期といったように広くしていったほうがいいという話はあるものの、明確に幾らでなければならないということは定めづらいという部分で、定められてないのが現実です。ただ、2平米としたこと

	については、最低限一人が横になれるようなイメージのところなんですけれど。実際、福島事故を見た場合でも、必ずしも町の指定避難所に皆さんが来るわけではなく、ほかの方も入る可能性もありますが、親戚だったり、娘さん、息子さんだったり、遠くに避難される方もいるかと思うので、最低2平米、キャパを確保しておいて、あと状況を見ながら広げるなりというようなことで最低限で算出させていただいております。
吉田議長	はい、吉田議員。
吉田議員	私、南郷体育館のとき、東松島市の人たちの避難の受け入れを見ていたんですけど、テレビとかいろんな、ああいうようなのを見たんですけども、現実には生で見て自分なりにかなり共鳴を受けたんですけども 間仕切りして、何平米だか私もちょっとわかりませんでしたけれども、ま、それぞれの家族数が多いとか、あるいは思ったより避難してくる人が少なかったりで、融通利かせて2平米なら2平米をもっと広くしてやっていたからね、今、2平米と書いてあったけれども、ま、向こうの人たちと館の責任者みたいな人がいろいろやり取りして、お互いに使ったと思うんですけども。 あと一つ、学校施設を、ほとんど本町で受け入れ、今、現実に使っている状況のですね。当然、学校の授業とか教育にも支障を来すと思われると思うけど。避難してくるのを優先だと思っただけけれども、これ、期間というのはやっぱり、石巻市で例えば準備できたからいいとか何とかって、この、あるのですか、2カ月とか、そういうのは。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	基本的に明確に期間というのは定めてはおりません。 ただ、やはり状況に応じた対応ということが、まず一番基本になるかと思っています。ですので、例えば仮に石巻の方が町内、こちらに避難して来たとなった場合は当然、学校の体育館とかを提供することとなります。ただ、そういった場合は当然、学校の授業等との兼ね合いがございますので、できるだけ早くといったような部分でお願いするしかないのかと、現実には。ただ、場合によっては、こちらの町も学校の授業どころではないよというような状況も当然考えられますので、そういった場合は、石巻の方々とも一緒に広域避難、または別な方向に避難するという、そういう想定もあり得るというふうに思っております。 ただ、基本はできるだけ学校の授業には支障ないように教育委員会とも既に協議はしております。ということで御理解いただきたいと思います。
吉田議員	ありがとうございます。
吉田議長	はい、鈴木君。
鈴木議員	一点は広域避難のときのルートが今、山形最上に行くときは47号線を使うと。万が一のときは347号線を使うと。

	多分、原子力災害で例えばこちらに避難指示が出るのは、主に東風、大体風向的にはそういう感じだと思いますが、逃げる方向にもそういう放射線が飛ぶということは懸念されると思いますし、なおさら山越えるので、その周辺にはかなり濃度的にも濃くなっている部分というのは大体、想定が付くと思うんですが。方向的に逃げる場合の向こうの状況。例えば福島の場合もありましたけれども、逃げた方向がかえって放射線濃度が高いというような危険性もあると思うんですが、その部分というのは、ルートのほかの部分とか、例えばその部分は危険だよという、そういう指示をどのように出していくのかお聞きしたいと思います。
吉田議長	はい、齋藤さん。
齋藤係長	今、国の考え方なんですが、避難と一時移転と二つございます。放射線量を測った結果 500 マイクロシーベルトパーアワーであれば即時避難、20 マイクロ超えたら一時移転、1 週間以内に移転するということで、ただ、測定の方法が放出から丸 1 日経ってから、飛んできたプルームが下に落ちてというイメージの中で、その後に測るということなんで、逆に言うと、裏返えば、国はすぐには避難とか一時移転を出さないという可能性もあるなと私は読んでいるところがあるんですが。ですので、ある程度の傾向を掴んでからの避難、もしくは一時移転ということが多分、現実的なものになるのではないかと、国から示される部分としては。 ですので、その時点ではある程度濃淡が見えてくる。その上で住民の方にお伝えすることになるのではないかなと思っております。
鈴木議員	あと、もう一点、関連して。
吉田議長	はい、鈴木議員。
鈴木議員	結局、347 号の鍋越峠を通るわけですね。 多分皆さん、ご存知だと思う。宮城県側の道路の整備というのは、なかなか遅れているところがあるんで、その点、例えば宮城県に対する整備の意向とか、もちろん、どんどん進めていって欲しいところなんですけど、そういう働き掛けはしていますか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	当然、御承知のとおり、あまり道路条件が良くないということは以前から指摘されているところです。これにつきましては当然、そういった部分の改良といいますか、今後の避難ルートに関わってくる部分ですので、これは県のほうにも今後、粘り強く要望といいますか、お願いをしていく考えです。
鈴木議員	あと、もう一点お願いします。
吉田議長	鈴木議員。
鈴木議員	次の下のところなんですけど、学校、園児、児童、生徒への防護措置とい

	うことで、避難をする場合、保護者の方が原則的に引き取りをしておこなうと。これも多分、常任委員会とかいろいろ細かく話したことですけれども、やはり日中のそういうときに保護者の方が迎えに行けないと。そして学校側のほうが、先生方の学校側の対応が大変になっていくのではないかと。例えばその日の、例えば一日お見えにならない保護者の人が必ず出るだろうと。そういうような時の学校側の対応を、例えばマニュアルの中にあるかどうかというのも、確か常任委員会でお願ひした経緯があるかと思うんですが、そういうのを学校側がどこまで責任を持って児童を保護していくかということを今、これからどのように考えていくか、お話を願ひいたします。ま、これからですけれども。
吉田議長	はい、齋藤さん。
齋藤係長	ここに書いてあるとおり、学校、幼稚園、保育所等についてもマニュアル化するということで。 実は今年の2月だったんですが、防災担当の先生方に集まっていたいで一緒に会議をしました。それで、ある程度のひな形、この避難計画に基づいて各学校に示させていただいて、とにかく学校に子どもたちがいるときに対策を講じるためのマニュアルですと。自宅にいるときは一般町民と同じように各家庭になりますと。それからこれに書いてあるとおりのポイントを全部入れた形のマニュアルを年度内に整備ということでさせていただいたんですが、一部、最近見直し、国、県の意見を反映させたい部分もあるので、再度、もう少し見直しをかけていただいたマニュアルを作成しているところです。 その中では、一応基本的には子どもがいる間に対応していただくというのが当然の基本で、災害時は町民の避難を受け入れる学校の、子ども達の親への引き渡しというのがどうしても出てくるという前提で学校に考えていただく、大変なのは前提で願ひしているところです。
吉田議長	はい、鈴木議員。
鈴木議員	これから、もちろん再度、学校側との協議を進めて、マニュアルを作っているということでよろしいですね。（「はい」の声あり）確認ということで。 願ひします。
吉田議長	はい、我妻議員。
我妻議員	4章の関係ですが、県のと若干違ってね、町のほうが上乗せしてやっているというのはわかるんですが、その判断の中で、「UPZ内から避難する町民と」ということになると、下の、国の避難指示が下表となった場合とこを見たほうがいいのか。このところでUPZで、あるいはUPZに出た場合でも南郷地域全域というふうに判断していいのですか、小島だけに出た場合。二段目は、そこから広がった場合だから、両方合わせて南

	郷地域全体という見方ですか。
吉田議長	はい、齋藤さん。
齋藤係長	実はですね、最初から広域避難を準備することはするんですが、国、県の計画に乗せる上ですね、小島のUPZが避難対象地域になったからといって、一番遠い成田辺りまで全部逃げるんだよということを、この段階ですぐに計画上、記載するというのはちょっと不本意だという部分、国、県からも指導あったもので。 ま、段階的に、最終的に町の考えとしては、担当課としては最悪の広域避難は考えておきますが、それを上回って準備はしていくんだよということを記載したいという旨の部分でございまして、端的に小島、UPZだけになった場合は、もう既に町内全域の広域避難を準備するというようなことで書けば一番わかりやすいのでしょうけれども、段階を追ってちょっと記載をさせていただいております。ですので、南郷地域全域として、「状況に応じて」と括弧書きに書いてあるので、最初から全町域ということも、ま、ある程度匂わせてというのはおかしいのですが、ま、考えておりますと。ちょっとまどろっこしい表現となっておりますが、実際は起きたら、すぐに最上地方には連絡します、こちらから。予め連絡を随時取れるような体制をとっておくようにしておきますので。 最初から全町域で考えているような状況に近い対応は進めていく予定です。
吉田議長	はい、我妻議員。
我妻議員	その関係でね、結局、災害弱者と言われる方、病院とか福祉施設もこれからのマニュアル作りだと思いますが、結局、特に病院とか、お年寄りの避難準備だっけかなり時間がかかると思うんだよね。そうしたら、その人たちは、この南郷地域全域の避難という段階で、既に弱者については避難準備、もう入ると、そういった体制もどうしても必要。屋内にしかできないという状態も考えられるかもわからないけど、避難するということを考えたら、こういう人たちは自分で動けない人たちが多いと考えればね、予め避難体制の準備に入るといえるのか、それはこの南郷地域全体とか、こういう時点でね、もうそういう弱者の関係については対応するという必要なのかなという。
齋藤係長	よろしいですか。
吉田議長	はい。
齋藤係長	基本的には一般町民、自宅にいるような方は町がやるというのは当然なんですが、社会福祉施設、病院等については、それぞれの管理者がおります。町立病院という場合にも管理者、町になりますけれども、そういう部分について管理者がある程度関係しておりますので、作成することが望ましいという表現をさせていただいている部分も。実際にはどちらかという

	と病院の場合、避難が必要になった場合、県の医療整備課のほうで調整するという話をしております。結局、専門の医療機関ですので、誰がどこの病院に行ってもいいわけではなくて、それぞれの病気の関係の調整をすると、県はこれからすると言っております。ただ、町が専門の医療の部分の病院の手配は、やはり非常に厳しいという部分がございます。 それから社会福祉施設についても今後、県のほうで30キロ圏内の場合もそうなんですが、調整はしていくんですが、まずそちらの流れを見ながらでないとなかなか厳しいところがございます。当然、こういう計画があったほうがいいという部分なんですが、どちらかと言うと県の今後の調整を見させていただきながら、それぞれの管理者のほうで考えていただくという部分が非常に強い。 一般町民のように町がぐいぐい引っ張っていくのは、なかなか管理者の関係等、県との関係もあって難しい部分でございます。
吉田議長	はい、我妻議員。
我妻議員	かなり国と県の枠の中で苦勞しているのは伝わるんだけど、南郷地域全域にするという、準備に入るとするのは、町の施設の中で特にそういう福祉とか病院、これからマニュアル作るんでしょうけども、これも今のように明確に出すと県のほうからチェックがかかって、勝手にやれというふうに言われるのかね。でもわかりますよね。入院している方たちが、いざとなったら行動に移すまでというのは、病院スタッフの体制だってかなり時間を必要とすると思う。結局は飯館村のように、福祉施設なんかは最後に呼ばれて、ずっとまたそこに住まわせられる。ほかの人たちは逃げられるけども、そういう自分で逃げようのない施設の人たちというのは、県を待っていたら結局は置いてけぼりという危険性があるのかなと。 そういう意味では内々の、病院でも、それこそ優先させる方やいろんなマニュアル、これから作ると思いますが、最上のほうにどれくらいの医療施設があるのか、その人たちをまず早めに、この南郷地域全域になったときに体制をとるとか、そういったことも一応検討は必要なんじゃないかなと私は思うんですが。それを県の指示となったら絶対遅れると思う。 内々の最上広域との連携なんかも、いろいろ打診はしているのかなと思うんだけど。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課 町	今のお話は確かに一番難しいと言いますか、困難な部分であるという認識は我々当然、持っております。やはり、県が最終的に指導するといったような話はあるんですけども、果たしてそれがどこまで機能するのかなというのは正直、ちょっと私も疑問に思っている部分ではあります。ですが、南郷病院の事務長ともちょっとそういった関係の話をしたこともありますが、やはり今後、その辺の詳細は当然、最上さんとの協議の中で、

	今後も当然協議はしていきますので、一早く固めていかななくてはならない部分だというふうな認識ではおります。 ただ、ちょっと現時点で具体的にどういう対応ができるかという、これはやはり医療関係という話になってきますので、そこはちょっと今後、また専門的な部分を含めて協議をしていかなければというふうな考えでございます。
吉田議長	はい、我妻議員。
我妻議員	あと6章の関係、6章の前に4章あるな。常任委員会からは自家用車避難、自家用車が主でやるよということ、我々の常任委員会からはJ Rとも協議したほうがいいんじゃないのかという提言をしたんだけど、それはなんか無理みたいな御回答をいただいています、接触した後の無理だという判断なのか、その辺どうなんですか。
吉田議長	はい、齋藤さん。
齋藤係長	正直なところを言うと、まだ具体的な計画が出来ていない中で、まず主要な部分を、今後検討する必要があるのかもしれないけれど、具体的に話を持っていくというようなのが、なかなか、計画全体も。 こういう状況でして、まだ調整はさせていただいておりませんが、各種災害を見た場合にも、J Rの動きを見た場合に、そういう状況の中での運行が可能なのかという部分、複合災害時も、なお厳しいのかなという部分で、大量に輸送ができるのは間違いないところはありますが、実際にそれが本当に可能なのかという部分もちょっと不安点が多いもので、具体的な協議のところまでいってないのが事実です。ただ、ま、今後。
吉田議長	はい、我妻議員。
我妻議員	陸羽東線はディーゼルなのでね。仮に電源が切れても通行可能だろうというのは、常任員会でもそんな議論になったんです。新庄のほうにもディーゼル列車なんかあるだろうと。こっちが動けなくても向こうから来てもらうという手もある。いろんな、あとは複合災害と言ったけれど、それは今からどういう災害が起きるか、地震で鉄道がだめになる場合があるかもわからない。ただ、そのとき、もちろんやれと言ったってできないし。ただ、可能な場合にそういうことも、やっぱり当たってみる必要あるのかなと。ただ、さっきの運転手の確保と同じように、J Rだって乗務員を被爆させたくないというもの働くでしょう。ただ、はっきり言ってあんまり常務員のこと、今はあんまり考えていないようだけど。いずれ我々が議論したときでも、国道を西に避難するとしても必ず渋滞は予想されるだろうと。そういう意味では、あらゆる交通手段というものを可能な限り検討すべきじゃないかと、あの提言になったので。 だから、当たってみて、どこまで可能なのか、それはやっぱり協議してみる必要があるのかなと思いますけどね。

吉田議長	ま、今後、そういうところを踏まえて相談してみたほうがいいのではないかという意見で。 はい、我妻議員。
我妻議員	あと、6章、石巻市民の受け入れ。人道的に受け入れざるを得ないという、判断には苦慮しているのはわかりますが、この石巻市民という場合、これP A Zの市民のことなのかU P Zまで含めた石巻市民ということなのか。
吉田議長	齋藤さん。
齋藤係長	まだ石巻の計画が出来ていないので、内々でこの辺あたりというのはないわけではないんですけれども、石巻が話を決めるものでして、ただ、石巻として美里町の計画に一部だけ載ってしまうのはうまくないと。地域の部分の計画はある程度の段階にさせていただかないと、先に出てしまうとよろしくないという話もありました。ですので、それについては、やはりうちはどこを受けたい、どこを受けたくないということでは実際ない、仕方がなく受けるという部分もあるので、これについては、まだ計画に書いた通り石巻の計画で定める、その際、私たちもある程度の話はさせていただくんですが、そういうことで明確にまだお答えできないし、書きようも今のところないと。
吉田議長	はい、我妻議員。
我妻議員	さっき、吉田議員からかな、不動堂、学校が受け入れると書いてあるところ。 P A Zまで含む石巻市民となったら、南郷地域も、あるいは町内全域も、こっちは準備する時期になるわけね。そのときに不動堂小学校、不動堂中学校、ふどうどう幼稚園というふうに明記している場合に、P A Zだけだったらまだ一応あるのかなと思うけど、U P Zまでの範囲になったら南郷の小島、南郷の地域だって避難対象に入るわけでしょう。こっちも受け入れなくてならないと。さっき、うちのほうは全町的にやるということだから、被災した場合に、ここの施設の管理している人たちが迷うんじゃないかなと。そこのところをちゃんと分けしておかないと、なんかU P Zまで全部と言ったときに、ここだけは逃げられないんで待っているんですけどね、言ってしまうのか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	まず、石巻の話が出ましたが、石巻市自体、まだ計画がいつ頃出来るか明確でないという話があります。 やはり県内の各自治体に分散して避難、一応県としてそういう話が最初出たわけなんですけれども、例えば厳密に言った場合、石巻のどこかの行政区単位と言いますか、町内会単位と言いますか、それで例えば美里にはこの町内会という割り振りになるのではないかというイメージは持って

	おります。 ただ、受け入れ側としては、受け入れながら自分たちも退避しなければならないという芸当はかなり現実問題、厳しいと思います。もちろん我々が避難する状況だったら当然、石巻の市民も美里には留まらずに、どこかもっと遠くに避難するということは想定されますけれども。 あくまでも基本は、やはり我々のスタンスとしましては町民優先という、これは大原則ですので、そういったスタンスで考えているところでございます。
吉田議長	はい、我妻議員。
我妻議員	気になったのは、さっき言った3施設を管理する校長先生とか園長先生とか、そういう人たちがこの文言によって対応がものすごく迷うんじゃないのか、その辺はちょっと慎重に対応、これからになってくと思いますけれど。さっきの4章の下表の関係からいっても、ちょっと検討はしていたほうがいいのかなど。施設のマニュアルを作るとしても、その辺、ちょっと気になったもので。
櫻井防災管財課長	県のほうからどうしても受けてほしいという話が再三されているという事実はあります。そういう状況だということ。
我妻議員	ここに書くから、当事者が迷うようなことがないようにね。
吉田議長	ただ、美里とすれば石巻の人、人道的だということを当然考えて、そのとおりなんだけれども、受け入れ、どの程度、美里として考えているのか。
齋藤係長	原子力災害時の授業は基本的に美里町、影響が出た場合はすぐできないということもあるので、計画に書いてあるとおり2平米で、学校等の教室も使うと書いてあります。例えば、まだ具体的に場所は決まっておりませんが、そこだけ避難対象になって美里町は全然影響がない場合もあるんです。その場合に不動堂学区の小学校、幼稚園、中学校だけで、全部教室まで使ってしまうとうまくないので、まずはそこに集まっていただいても、さらにそこから美里町全部の施設が大丈夫であれば、各学校の体育館に回ってもらうように割り振りしたいと思っております。最悪、町民も含めて石巻も含めてない場合、教室も全部使ってという考え方なので、差し当たり美里町に全然影響がなくて、受け入れるところだけが被害があった場合には、その3校だけで対応するのだけではなくて、その場そこに集まっていただいたところから教室等を空けてもらう、使わなくていいようにほかの施設に移動してもらうことは、もちろん調整する必要があると思っております。最低限、授業等は続けられるように。
吉田議長	ほかの公共施設にも分散させるよと。 はい、ほかに。 前原議員。

前原議員	私からは3章で情報の収集。 国ではスピーディ、御自由にどうぞみたいな発言ありましたよね。それで自治体で判断してくださいと。それで我が美里町ではスピーディ、どういうふうに扱うのか、一切言っていないんです。
吉田議長	はい、齋藤さん。
齋藤係長	報道等でも最近また全体の自治体で要望したり、国はやはりそれは当てにならないよと意見を出したり、非常に難しいところがあって、国の方針では使わないという、この作成段階での話でしたので、敢えて今の時点で明確ではないので触れていないというのも事実です。 ただ、今後、流れによってやはり使うということであれば、町が持つんじゃないくて県のほうとかオフサイトセンターのほうに入っていく機械なんですよ。そういう部分を今後使うということであれば、国と県と連携しながら、町でその機械を直接持っているわけではないので、情報をいただけるかどうか、今後の協議の結果、採用された場合は計画に入れるようになると思っております。
吉田議長	はい、前原議員。
前原議員	ということは、県が主導権を持っていて、県の判断がなければ町としては情報を収集することができないと。
齋藤係長	国の考え方に対して県、知事も含めて要望はしたようですが、国がまたいろいろと、あまりそれをやると影響が大きくて使わないほうがいいんじゃないかという考え方を示している。その辺の協議については、今後、県、国の流れを見ながら、ということしかちょっと言えないところがございます。
前原議員	はい、わかりました。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	補足しますと過日、直接、県知事のほうにはその旨の要望ということで、UPZ関係で直接お伝えしてきました。 はい、直接、県知事に。
吉田議長	はい、大橋さん。
大橋議員	災害時に家にいる人たちという感じでの避難計画だと思うんですけども、これ日中、例えば通学や仕事の関係で仙台圏なんかに行っている町民というのはどのくらいいるのか想像がつかないんですけども、例えば2万5千の内、1万人もいるのかどうなのかわからないんですけど、そういう人たちが、例えば高校生なんか全町避難のときに電車が動いていたとしても、こっちに帰って来いというわけにはいかないと思うのね。例えばそれを山形に避難するというのであれば、新幹線を使って古川に集まれとか、そういったような部分、町民が町内にいないときの対応と言ったらい

	いのかな、その部分はどうなのかなと思ったんですけど。
吉田議長	はい、齋藤さん。
齋藤係長	基本的には家庭内で話し合っただけと言えない。そういうことで、その辺の意識を各家庭で持っていていただきながら、どの災害でも同じだと思うんですけども、水害であっても地震であっても、原子力災害、遠くにいたとき、それは家庭内で連絡のやり取りをいろんな部分でちょっと検討していただくということで。
吉田議長	はい、大橋議員。
大橋議員	家庭で災害時のマニュアルを作っておかないと。そういう部分の周知も大事だろうなという感じがします。 よろしいです。
吉田議長	はい、ほかに。 はい、福田議員。
福田議員	3点あります。 1点目は第4章の先ほど我妻議員が言った社会福祉施設、それから入院なんですけれども、今現在、何人おられるのかは把握しているんですね。施設入所、それから病院、町内に入院している方の数というのは。
齋藤係長	防災管財課としては今のところそこまでは把握できておりませんが、健康福祉課とかでは確認できるかなと思っております。
福田議員	やっぱり、そういう情報というのは全課で共有しなきゃいけないので、特に防災管財課はこれについて把握してなきゃいけないと思うんで、担当課任せにしないで、ぜひ。
齋藤係長	要配慮者の部分はリストがあるんですが、病院、施設の入所者という部分についてのデーターを取り寄せていませんでした。
福田議員	どこが一体指揮を執るのかという部分になると、やはり防災管財課が指揮、全体的な指揮になるのかなと。ばらばらではないんでしょう。まず、全課の共有にして欲しいということ。 それから第5章の、町が指定した避難所以外に避難した町民の避難場所ごとの報告なんですけれども、これが一番大変じゃないかなと思うのね。それで、町民一人ひとりに自覚を持たせなくちゃいけないと思うんだけど、それに任せるとなかなか把握できないというのがあって、その辺のこと、町民に周知する方法というのかな、それにはやっぱり行政区とか自主防災組織の力を借りないとなかなかできないのかなと。今、これ読ませていただいて、自分の行政区でその人はどうしたいのか、自分で行きます、自分で勝手に行く人もいるから。俺、山形に行くという人もいるので、やっぱり町が町民がどこに避難したのか、その辺をわかる手立てというのは町民に周知徹底しなくちゃいけないと思うんだけど。

	その辺、どのように感じているんでしょうかね。
吉田議長	だから、連絡を徹底するような方策を考えておかなきゃということ。
福田議員	例えば自治会でそれを把握するのが一番早いのかなと思うんだけど、そうなると一人ひとりにアンケートを取って、個人情報になるから変にできないというもどかしさもあるんだけど、それは災害時みんなそうなんだけども、その辺の緩和というのかな、そういうのも今回の地震で思ったんだけど、その辺もちょっと考えていかなきゃいけないのかなと思って。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	今のですと以前、浪江から避難された方のお話で、当然、こういった準備も何にもない中で分散して暮らしたという状況の中で、浪江の職員の方が知り合いにメールを飛ばしたそうなんです。そこからリレー式にどんどん広げてもらって、それで現在の避難場所、居場所を確認したという、そういったお話を聞きました。ちょっとこの話を聞いたとき、これも手段としてはすごく有効だなという印象が残ったんですけども、そういった部分もやはり状況にもよりますけれども、一つの手段として考えていくことも、かなり有効ではなかろうかというふうには思っております。
福田議員	事前にアンケートを取る方法というの、無理ですよ。
櫻井防災管財課長	それはちょっと厳しいかなと思いますよね。やはり今、個人情報といった課題が当然出てきますし。ですから事前に、基本はとにかく役場のほうに連絡をもらえるような工夫を周知するということになるかと。
福田議員	それが徹底される方法を考えていただきたいと思います。 それから3点目は、こういった災害が起きたときに、自然災害と原発事故の災害、かなり対応が違うと思うんですけど、例えば町職員はどうするのか、消防団はどうするのか、防犯実働隊はどうするのか、区長はどうするのか、あと議会は議会ですね、それは考えなくちゃならないと思うんですけど、その辺がマニュアル化されて、それがまだされていないと思うんで、その辺が徹底される予定はあるんですか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	当然、今の話は今後、行動計画マニュアル的なものを作成するというところで固めていく部分ではあります。町の場合ですと、当然、災害対策本部は立ち上げた時点で、全ての職員が指揮官に入るといような認識でおりますので、職員に関してはそのような形。 あとは消防団とか交通指導隊ですとか、消防団に関しても本職の方々ではありませんので、果たしてどこまでそういった対応を求めるかという問題も当然出てきます。ですから行動マニュアル的なもので、ここまでですよといった、ある程度の線引きといいますか、そういった部分は固めていかなくちゃいけないということで、今後の行動マニュアル的なもので反映させ

	ていきたいと、それは考えておりますので。
福田議員	行政区の場合は区長さんがかなり網羅しているという状況もあるし、その辺、区長さんに役割を担わせるのは、ものすごく過酷なことかなとも思っているんですけども、その辺を少し（「できるだけ協力はしてもらえということ」の声あり）そういった意味で区長さん、防災組織の担当者を、ちゃんとその辺の徹底というのかな、ぜひ、これは早期に研修会なりしていただきたいなという感じです。
櫻井防災管財課長	いずれ、この計画を公表した後に区長会なり、その場で概要の説明とかそういうことは考えております。
福田議員	はい、以上です。
吉田議長	はい、副議長
平吹副議長	今の関係で、自主防災がないところあるのですか。
齋藤係長	全部あります。
我妻議員	今の関連で。
吉田議長	はい、我妻議員。
我妻議員	常任委員会から提言した中に、今、区長とか自主防災組織の代表だけという、話し合ってるでしょうけれども、やはり、その中から訓練やってみて検証して、不十分なところを直していくとか、そいったところが必要だと思うんで、できればそういう、水害訓練も大変でしたけれども、こっちの訓練も。 やっぱり実際、自主防災組織どこか選んでやってみて、どんな問題点が残るのかという検証も必要だと思うんで、ぜひ、検討してもらいたい。
吉田議長	あとは皆さんからは。 よろしいですか。 （「はい」の声あり） じゃ、原子力災害の避難計画（案）については以上とさせていただきます。暫時休憩をいたします。
	休憩 10：38 再開 10：50
吉田議長	再開いたします。 それでは2点目、美里町公共施設等総合管理計画(案)についてをおこないます。 はい、櫻井防災管財課長。
櫻井防災管財課長	それでは2点目といたしまして美里町公共施設等総合管理計画について御説明を申し上げます。

まず最初に、この目的といたしましては公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的におこなうことにより、財政負担軽減及び平準化を図ると共に公共施設等の最適な配置を実現するものでございます。

計画に関しましては、これまで町内におきまして策定委員会を開催いたしまして、4回の委員会を開催して協議をおこなってきたところでございます。今回、この計画につきましてはパブリックコメントを実施いたしております。2月19日から3月18日、先週の金曜日まででございました。その間、お二人の方から意見をいただきまして、11項目ほど出ております。ただ、それに関しましては、先週の金曜日までの締め切りだったということもございまして現在課内で調整中でございます。来週、5回目の策定委員会を開催する予定でございますので、それまでにはその部分の採用の可否等を固めておきたいというふうに考えております。

それではお手元にお配りいたしました計画案の概要版、A3の1枚ものになりますけれども、こちらを主に使いまして御説明を申し上げます。

まず全体の構成といたしましては第1章から第4章までで構成しております。

1章としましては国の動向あるいは美里町の取り組みという部分載せてございます。これにつきましてはご案内のとおり、中央自動車道の筐子トンネル天井板落下事故を契機にいたしまして、国のほうで平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定めました。翌26年4月には、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を策定するように全国の地方公共団体に要請、法定事項ということでの計画でございます。

美里町といたしましては、これは過去の話ですけれども人口増加とか行政需要拡大を背景に昭和40年代から50年代にかけて多くの公共建築物あるいはインフラの整備、建設をおこなってきたところでございます。当然ながらこれらの施設につきましては、いわゆる経年劣化、あるいは基準改定いわゆる耐震基準、建築基準法の改正等も途中でございましたので、そういった部分で適合しなくなってきたこともございまして、なおかつ厳しい財政状況の中でいかに今後、安全を確保していくか、そういったことを内容としたものでございます。

次に、大きな2番の課題といたしましては、大きくわけて3項目ございます。

まず①としましては、投資的経費を大きく超過する修繕、更新のピークが間もなく到来すると。これはご存じのように高度成長期にかなりの建物あるいは道路、橋梁等が建設されております。これらが、おおむね、あと5年くらいで更新のピークを迎えるといった状況にあるわけでございま

す。ところが、やはり財政事情がございまして、町としましては1年間にそういった更新等に充当できる経費がおおむね13.7億円程度しかございません。その3倍ぐらいに達するというシミュレーションを出しております。このピークをなくすことがこの計画の一番の課題ということになっております。

②といたしましては「対症療法型の維持管理」では投資的経費を上回ってしまいますので、当然、それを上回らないような修繕とか更新が必要、そういう費用の縮減が必要でございます。

③といたしましては公共建築物（ハコモノ）になりますけれども、そういった修繕や更新費用が大分多くございまして、全国平均と比べた場合ですけれども、約1.7倍と本町の場合は、それくらいになっているということでございます。

あと横の隣の上の3の基本方針にいしまして、これが3項目ございます。

まず、①の平準化（ならす）ということでございます。将来的に更新費用が一時的に集中することをなくすためにも平準化するといったようなことでございます。

②としましては長寿命化。これは計画的な点検・診断、修繕によっていわゆる「予防保全型の維持管理」を目指すといったことでございます。

③といたしましては質と量の最適化（へらす）でございます。修繕・更新費用のおよそ半分を占めます公共建築物については今後40年、計画では40年と謳っています。町内の公共施設等の2割以上を削減、これを目指すということでございます。

次に、その下にまいりまして4-1実施方針でございますけれども、これも3項目ございます。

①修繕・更新工事の分散・分割による修繕・更新費の平準化。これは先ほど申しました3の基本方針の①とリンクしてございます。

次に②の予防保全型維持管理・長寿命化による修繕・更新費用の縮減。これは「のばす」ということになります。

次に③の公共建築物の質と量の最適化による修繕・更新費の削減。これは③の「へらす」ということにリンクしております。

次に、下の棒グラフを御覧ください。まず上のほうのグラフでございますけれども、これが平成28年度から今後、平成67年までのシミュレーションでございますけれども、これでまいりますと、いろんな集中する時期がおおむね平成54年とか、特に黄色い部分でございますけど、これは集落排水ですね、これらの更新ピークを迎えるといったような状況になってくるといったことでございます。このままですと年間に必要な更新の経費が27.7億円ほどかかりますよといったような状況があると。それ

を下グラフにまいりまして平準化、長寿命化、公共建築物、これは仮に2割削減した場合のシナリオになりますけれども、このような形で平準化していくということでございます。そういった場合ですと13.7億円程度にこれを抑えることができるといったような推計でございます。

また、その隣にまいりまして4-2でございますけれども、施設の安全を長期に渡り保全するために実施方針としましては①から⑥まで6項目でございます。①「点検・診断等の実施診断方針」、②としまして「維持管理・修繕・更新等の実施方針」、③「安全確保の実施方針」、④「耐震化の実施方針」、⑤「長寿命化の実施方針」でございます。⑥としましては「統合や廃止の実施方針」。

これらの計画の推進に向けて大きな5番になりますけれども、こちらも4項目でございます。「全庁的な取り組み体制の構築」をしていかなければならないと。②としましては「計画の進行管理」。③としまして「公共施設の質と量の最適化」を図る。④としましては「広域的な連携」ということでございます。

若干、補足いたしますが、本文のほうを御覧いただきたいと思います。まず、本文の2ページでございますけれども、こちら表になっておりまして「インフラ長寿命化基本計画」ということで、一番下の方に本計画、美里町公共施設等総合管理計画(案)が位置付けられております。このような位置づけになっているということでございます。

それから3ページにまいりまして、総合管理計画の下に今後、個別の管理計画を作成するといったようになっております。この中には、既に公営住宅の長寿命化計画ですとか、既にできあがっている計画もございます。ただ、まだない計画のほうが多くございますので、それにつきましては28年度以降に各担当課のほうで作成をお願いするというような流れになっております。過日、現地調査でまいりました橋梁なども、こういった長寿命化計画の実施計画に含まれると、位置づけられるといったことになります。

それから4ページの対象範囲でございますけれども、現時点でおさえております公共建築物の数は108施設、あとインフラに関しましては道路、橋梁、公園施設等がこれだけの数があるといったような状況になってございます。

それから6ページの人口の推移でございますけれども、ちょっと2パターンを掲載しておりますが、これにつきましても町の総合計画のほうとこれをリンクさせまして、これはこちらとこちらの数字を削除することによって、若干、手直しは入るかなというふうに考えております。

次に9ページ、10ページになりますけれども、これまでの財政の状況を掲載しておりますけれども、まず合併時がおおむね10億程度だったも

	のが、東日本大震災が発生しました平成 23 年度が、若干、ちょっと伸びておりますが、これにつきましてはデータのにはちょっと例外的な状況ということにもなりますので、この部分については基本的に考慮に入れてないといった側面もございます。 若干、飛びますけれども 16 ページ、ちょっとお開き願いたいと思います。ここでは全国の、美里町とほぼ同規模の自治体の公共施設の町民一人当たりの平均の面積を掲載してございます。これでいきますと全国平均が 3.42 m²になります。これに比較しますと美里町は 5.96 m²ということで全国平均をちょっと上回っているという状況になってございます。ちなみに宮城県の近隣で申しますと、登米市とか涌谷町もほぼ美里町と同様の数値になっているといったことが見て取れます。 あとは若干飛びますが、33 ページちょっと御覧いただきたいと思います。囲みの中になりますけれども、「公共施設等を管理していく上での課題」ということで、これが内容になりますけれども、「あと 5 年で 1 回目の更新ピークを迎え」というふうになっております。 ②にいきまして、それに対する対応としましては「長期に渡っての修繕・更新費を縮減する必要がある」ということになっております。 いずれにしても、あるいは補足で申し上げましたとおり、ある意味その年度によって、そういった費用のバラつきが顕著であると、それを当然、町の財政事情、財政計画との摺り合わせをしながら平準化していかなければならないといったことで、先ほども申しました、経費で 13.7 億円ですか、そのぐらいの経費でならしていこうということが、一つ大きな主題となっているところでございます。 あと、済みません、ちょっと若干飛びますが、67 ページちょっと御覧いただきたいと思います。67 ページの真ん中に図を載せてございます、4－4でございます。これはイメージなんですが、例えば 3 パターンといたしまして、ひとつは集約化の事業ということで、同じような施設が仮に A と B と二つあった場合、それを集約して一つの施設に統合するといった部分でございます。次に複合化事業といたしましては、例えばですが保育所と高齢者施設がありました、これを 1 箇所に集約して複合施設という形で、これを一つにまとめると。あともう一つ最後、転用事業なりますけれども、これまで学校だったものをこれが廃校とかになった場合は別の施設に用途変更して、例えば高齢者施設にするといったような、そういうようなイメージになるかと思います。 ちょっと駆け足でございましたが、これで概要の説明を終わりたいと思います。
吉田議長	はい、以上ね。 補足あるの、はい、補佐。

堀田課長補佐	財産・公共物管理係長の堀田と申し上げます。補足説明させていただきたいと思います。 策定にあたっての国の財政措置でございます。平成 26 年度から 3 年間、策定に要する経費に関しては特別交付税措置を。
千葉議員	ちょっと済みません、今それ資料この中どこかありませんか、あったら教えて。
吉田議長	皆さんに渡している資料にはないんだね。（「はい」の声あり）
堀田課長補佐	国の財政措置なんでございますけれども、計画策定に要する経費については平成 26 年度から 3 年間、特別交付税措置をおこないますということになっています。それから計画に基づく公共施設等の除却については、それらも国のほうで財源的に措置しますというふうなことになっています。 あと、もう一つよろしいでしょうか。 26 年 4 月に各地方公共団体に対して、国は計画策定の要請をしておりますけれども、同時に策定に当たってはこのような項目を入れるようにということが、皆さんのお手元の概要版 4－2、6 項目ありますが、ここを記載するようにということで指示が出ております。 以上でございます。
吉田議長	はい、千葉議員。
千葉議員	除却についての措置も、これも 3 年間ですか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	これについては、当分の間となっておりますので、何年の何月までといったことではございません。
千葉議員	じゃ、期間限定でその中でやるということじゃないですね。 （「はい」の声あり） はい、わかりました。
吉田議長	はい、ほかに。これも 1 本でいきますからね。 吉田二郎議員。
吉田議員	2 万 4 千人という人口で計算されているんだけど、現実 2 万 5 千何がしの人数ですけど、これ根拠あったんですか。 （「6 ページでしょうか」の声あり） 今の 6 ページのほうですけども、6 ページです。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	これにつきましては先ほども触れましたけれども、町の総合計画、そちらのほうのデーターを引っ張っております。
吉田議員	それを基準にしてやったってこと。
吉田議長	はい、いいですか。 はい、吉田議員。

吉田議員	「更新ピークをなくすことが課題」とあるんですけども、なくすための対策というか進め方、何か具体的なもの持っているんですか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	それにつきましては、年間にこれくらいの予算を、例えばそういった更新に充当できますよというのが最初にありき、ま、最初に設定しますので、それに合わせた形で今後、各所管課でこういった個別の自主計画を策定していただきます。その中でそういった中に収まるようにと言いますか、そのような計画を策定していくといったような流れです。
吉田議長	はい、吉田議員。
吉田議員	何をするにも財源が絡むことですが、実は実際にあったんですけども、学校施設の問題で体育館の塗装が、鉄骨でできているやつで塗装がどうしても剥がれてきているというか、そうすると段々と塗装しないままですと鉄骨まで錆というか回ってきて、かえって重症的な修理とかになってしまうんじゃないとか、意見をもらって、早めに対策を打ってはどうでしょうかということを再三、申し上げているんですけども。もっと、ま、予算ないからでしょうけれども、延ばし延ばしにしてくるような事例もあるもんですから、そういう対策をどのように考えているのか。
吉田議長	はい、副町長。
佐々木副町長	やっぱり、それはこの概要版の4-2にありますように、まず点検ですよね、日常的な点検。これだけ施設を持っていれば、必ず一日、始業点検ではないでしょうけれども、やっぱりやんなきゃなんないですね、点検を。それを点検したら、点検することが仕事、ま、仕事なんですけれど、ただ見ただけでは話にならないので、見た結果、どれくらいの修繕が必要なのか必要でないのかというのは、やっぱり施設のそれぞれの管理者がきちんと把握して、それで修繕あるいは改修が必要だというのであれば、すぐに金額的なものも弾き出して、それで既にいわゆる防災管財課が財産関係の司令塔でございますから、そこに集約したあとに財政とやっぱり急いでやるんだと、そういった財政の計画、新しい計画案が出来ていまずけれど、そこで連携をしていくということですよ。 ですから直す時期を決めちゃうということなんですね。かぶらないようにしていくと。一気に例えば、今なんかそうなんですけれど、先延ばししたやつ、いかにも今、直しますなんて、そんなの私から言わせたら、もっと5年も6年も前からやっておけばこんなにピークにならないわけですよ。 ですから町全体の施設管理なんで、どこの部署も、いや来年度必ずやりますってこうなりますけど、それは吉田議員が言われる限られた財政ですから、それはやっぱり1年後とか、これは2年後とか、これは3年後とそういうふうにならしていく。ですから日常の点検をきっちとやるというこ

	とが、あるいは住民の方からでも御指摘をいただければ、すぐに点検をして修繕しなければならないという、やっぱり職員がそう思わなければならないですね。延ばすのでも、じゃ、どこまで延ばせるのかということだけなので。それも、やっぱり点検あるいは日常の点検から定期的な点検ということで、きっちとやるということがまず一番のことで、それをあと金額的に積み上げていってならしていくということがまず必要だと思います。
吉田議長	はい、吉田二郎議員。
吉田議員	今、副町長さんがおしゃってくれたとおり、各課の連携というか、それが一番私も必要なこと、やっていると思っていますけれども。で、特に安全性、とにかく危険性があるものと最優先だと。私が今、話したのは塗装の面だから、ま、これは危険度がなくてそういうふうになってきているのか、でも今後、最終的に重症な修理とかにならないうちに、やっぱり手立てというか見ていただければと思っています。
吉田議長	はい、柳田議員。
柳田議員	今の関連ですけれども、この概要版の左下のほうの表を見させてもらいますと、ブルーの部分が公共建築物ということで、上の表に比べましてやっぱりどうしても後半のほうにハコモノ、長寿化によると思うんですけれども後手、後手に回ってくるのかなと。それで前半のほうにある程度、空きの部分があると言ったら変ですけれども、白の部分でありますけれども、後半の部分は目いっぱい、しかも最後のほうは、はみ出している部分があると。 ま、計画を練るんであれば、もうちょっと後半のほうの負担を減らしてもいいのかなと思う。この辺のバランスはどのように。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	これは現時点での2割削減のシナリオということでの前提になっておりますけれども、例えば、やはり更新の時期が偏ってしまったというか、集中している現状が当然あるということになっています。ですので、それを数的な部分で埋めていきますとこのような形にはなるのかと。ただ、やはりこれをもっと予算を均等に配分することを考えれば当然、これよりは前倒しで支出の少ないところに持ってくるとか、当然そういった工夫は今後、必要になってくると考えております。
柳田議員	今後の計画の。 （「はい」の声あり） はい、わかりました。
吉田議長	はい、ほかに。 佐野議員。
佐野議員	この概要の図ですかね、左側の、概要ですね。例えば28年の計画、昨

	日まで審議したんですけれども、この30億ちょっとの、28年度のこうなっているんですけれども、これは28年の計画でどのくらいになっていたんですかね、実際の予算の中で。昨日までの金額の中で。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	済みません、具体的にはちょっと資料を持ち合わせておりませんが、単純にですね、28年度のこの数字が新年度予算の数字をそのまま反映させている、イコールではないということでは考えています。 あくまでも更新時期やら修繕時期を迎えたものを積み上げますとこのような、これくらいの経費になりますと、そういう内容でございますので、その点を御理解いただきたいと思います。
吉田議長	はい、佐野議員。
佐野議員	今の公共施設をそのまま新しくした場合の金額ということですか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	これは、あくまでも改修とか更新にかかる経費ということでございますので。 ですので、裏を返せば平準化するということは、その経費を抑えるということにもなりますので、現状の中で予算的にちょっとできない部分も出てくるのかなと、そういうようなきらいもありますけれども、なんとかこういった平準化をすることで、うまくクリアさせていくというような、そういう計画になります。
吉田議長	はい、佐野議員。
佐野議員	例えば水道、今、漏水箇所とかいろいろやっております。そういうことは今、計画している、大分少なくなるということなんですか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	例えば突発的な水道の漏水とか事故等も当然考えられます。ですが、そういったものは基本的には考慮に入れておりません、突発的な部分は。
吉田議長	はい、佐野議員。
佐野議員	今、例えば水道なんかですと漏水箇所が現在いっぱいあって、有収率が7割とか、それを高めるために今、こういうふうな水道の年次を立てて更新やっているんですけれども、その辺には影響はどうなるんですかね。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	そういった部分を全て関係課からデーターを吸い上げまして、それらを反映させおります。
佐野議員	なんか下を見ると水道なんか、ほとんど色がないような。 (「色が変わっている」の声あり) あ、変わっているの。
吉田議長	はい、山岸議員。

山岸議員	概要版の４－２の「点検・診断の実施方針」ということで謳ってあります。その中で先ほど副町長の説明にもありましたけども、職員の日常的な点検ということも話があったんですけども、例えば橋だとか、そういう構造的な部分で職員さんだけで判断が付くのかということをおもうので、ここにあと「診断などを実施します」というのは、これはそういう専門業者に委託するとか、そういう診断をするということの受け止め方でいいのかどうか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	具体的な例えば橋梁なんかですと当然、専門化のそういった検査が必要になってくると思います。それで先ほどお話しをしました個別の施設計画というのを今後、策定する予定でございますので、そういった中で、そういったマニュアル化をして進めていくという考えでおります。
吉田議長	はい、副町長。
佐々木副町長	今、山岸議員が言われたように日常の点検というのは、ある程度どう見るかというふうなのがありますけれど、やっぱりどうしても専門化の知識とか、そういうものに頼らなければ、むしろ修繕するよりも解体したほうがいいのか、さまざまあるかと思うんですけど、そういう場合はやっぱり専門家の力をお借するというのを考えておりましたので。
吉田議長	はい、山岸議員。
山岸議員	私、今、橋と言ったんですけども、橋だけじゃなくて例えば文化会館だったり、中央公民館だったり、年数が相当経っていますから、そういうのを職員さんのところでなくて、やっぱり専門知識を持った方に点検、調査、診断、そういうふうな方法で進んでもらえればなと思います。
吉田議長	はい、千葉議員。
千葉議員	３の基本方針、４ページですね。これに関連しながらちょっと質問させていただきます。 一つは対象範囲の中の分析ですけども、③の２割減というふうに一応計画上は計画していますよね。この２割というのは評価の基準としては、例えば個数なのか、金額で減らしていくのか。この２割というのはどういう基準が２割なのか、これが一つです。 それから、そのことによって対象範囲の中で文化系施設から最後は農集排までありますけれども、この２割の対象にはどうしても入れられないもの、幅があると思うんですよ。絶対に必要なものということですね。社会を裕福にするために、文化的な部分の公共施設もありますね。２割の割り振りで、対象の範囲をよく精査してみるとものすごく極端に減らさなくてない部分が多分出てくるんじゃないかなという心配があるんです。 そういうふうな分析をまずしているかどうか。

吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	まず基本は面積を考えています。インフラですと例えば上水道、下水道、これらが、じゃ、量で2割削るかという話には当然なりませんので。 先ほどお話がありましたように当然なくてはならない施設というのがあります。例えば役場の庁舎ですとか。ですので、そういったものはこの中では対象にならないというような認識ではおります。
吉田議長	はい、千葉議員。
千葉議員	そのことをベースにして。そうするとこれ全体を2割減らしてということは、この持っている分野といいますか、役割、どういうふうな配分で影響を受けるかというのは分析していますか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	まず前段としては今後、人口推計にもありますように今後、人口が減っていくだろうという前提のもとに、現状で抱えている施設はそんなに要らなくなるだろうといったような部分が一番根っこにあると。
吉田議長	はい、副町長。
佐々木副町長	千葉議員さん、44 ページちょっと見てもらって、本編ですね。公共施設、「へらす」という部分がここに書いてありますけれど、白抜きで。「特に、本庁の公共建築物の約4割を占める学校教育施設については、児童生徒の減少を鑑み、再配置等の検討に早期に着手します」と。 結局、学校の教育施設は、本町は他の自治体と比べても多いと。そういった「児童生徒数の減少を鑑み」、これも当然あまりいいことではないですけれど、生徒数は減っていくということから見れば、やっぱり延床面積の4割を占める学校教育施設をどうにかしなきゃないと。すぐ直結で、1本でビッとなるわけではないですけれど、ここは変えなくちゃいだろうと。一番先に、やっぱりここは出てくるのかもしれない。結果としては出てくるんだろうというふうに思います。
吉田議長	はい、千葉議員。
千葉議員	それで、現実に関今、説明していただいたような情報あるいは計画も今まで何回か耳にしているわけです。財政的には、基本的には財政計画にこれ、リンクしていますか。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	まず先ほど申しました13.7億という数字、先ほど申し上げましたけれども、これにリンクしている部分が、2割削減の目標値ということになります。
千葉議員	ちょっと、じゃ、私の質問が悪い。要するに財政計画、トータルの財政計画にリンクしているか。
吉田議長	はい、副町長。

佐々木副町長	27 年度が終わるものですから、ちょうど今日、午後から財政計画の叩き台が出来たものですから、これらの分も入れて財政の健全化計画ということで策定する予定といたしておりますので、それも出来ましたらまた、6月ぐらいまでに実際作らなくちゃいけないので、出来ましたらお知らせしたいと思います。これは入れなくちゃいけない事項でございますので、健全化計画案、財政計画の中には。
吉田議長	はい、千葉議員。
千葉議員	そうしますと、ほかの配分が当然、少なくなりますよね、配分が。で、人口がこれだけ減りますし、ここのところの計画、今までの計画を見ても交付税措置が決してふえるわけではない、下がっているというような状況の中で、今のこの計画は最低やらなくちゃいけないとするのであれば、また最初に戻ります。基本方針です。 3 番目の問題を、実は計画をきっちと立ててやらないと 1 番、2 番は日常活動として踏み込んでいかないといけない仕事だと思うんですよね。だから、3 番目をもう少し、計画的にその内容を明確にしていかないと、時間をかけてやらなくちゃならない問題だと思いますので、この辺のことはどう思いますか。私は 1、2 は日常活動だと思います。
佐々木副町長	千葉議員がおっしゃるとおりでございまして、日常的な部分は当然維持管理ですからそのとおりでございまして、一番の難関は③の「へらす」という、それをやっぱり、きっちと一番最初に決めてやらないと、せっかく作った計画でもなかなか前に進まない。実を言いますと①、②、③じゃなくて逆じゃないかということもありますけれど、①、②、③が、逆に③が①になって②に行って、3 番目は、①はまず 3 年間やると言ったって、こっちから行ったほうがいいんじゃないということなんですけれど、実はそこは早めに情報出して、関係者の皆さま、あるいは住民の方々に御理解をいただかなければならないですから。 ぐずぐずしていると計画作ったけれど、さっぱり進めないということになりますので、早め早めにやっぱり情報提供して、それぞれの御意見なり、あるいは御了解をいただくということも大切だと思いますので、それは 28 年度からやっていかなきゃないと思っております。
吉田議長	はい、千葉議員。
千葉議員	そうしますと、基本的には計画倒れにしないためには、一人でも多くの人の理解を得なくちゃいけないだろうと思います。そうすると、区長を初めとして地域にどういうふうにその情報、共有できるかということが計画の成否を握っていると思うんですね。 その辺の展開の仕方はどういうふうに。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課	具体的な計画案は今後、個別の計画、当然作成していくわけですけど

長	も、そういった中で、この部分の施設を例えば除去しましょうといったような、これは今後になりますけれども、早めにこれらを町民の皆さま方にお示しをして御理解をいただくという方法を取ることで考えております。
千葉議員	はい、わかりました。
吉田議長	はい、福田議員。
福田議員	今の基本方針の③に関わる上下水道のことですけれども、60 ページ⑥番、「現在使用していない施設は廃止等を行い」ということなんですけれども、現在使用していない施設はどこでしょう。 教えていただきたいんですけれど、まず。 （「済みません、どこ」の声あり） 60 ページ、上水道。上水道の現在使用してない施設というのありましたか。
吉田議長	未使用施設の廃止のやつね、⑥。現在使用していない施設というのはどこなのかと。 はい、課長。
櫻井防災管財課長	ちょっと不確かで申し訳ございませんけれど、小島のほうに一部ございます。（「直したはず」の声あり）では、済みません、違っている。 （「梅ノ木浄水場」の声あり） 梅ノ木の旧浄水場の部分は取水にまだ使っていますので。ただ、中の機械関係は現在、使っていないはずです。
福田議員	それが「現在使用していない施設」の位置付けでいいんですか。現在と言ったから。
櫻井防災管財課長	これ、今後の計画の内容になりますので、あらためてそういった部分につきましてはうちのほうで。
吉田議長	はい、福田議員。
福田議員	次の 62 ページの公共下水道の⑥なんですけれども、「不要な処理施設の廃止」、これについてちょっと教えていただきたいと思います。
吉田議長	はい、課長。
櫻井防災管財課長	現時点で考えています部分につきましては峯山地区、山前、大口、これらの 3 地域にコミュニティプラントが入っております。これを例えば下水道本管に接続するとか、そういったことも考えられるのではないかと。
福田議員	はい、わかりました。
吉田議長	ほかに、いいですか。 （「はい」の声あり） 以上ということで、ちょっと議会等々で忙しくて、なかなか会議ができなかったということもあるかもしれませんが、あと再度、みんなで見直しをしながらお願いしたいというふうに思います。

	じゃ、執行部からの案件につきましては以上ということにいたします。 休憩いたします。
	休憩 11:31 (執行部、退室) 再開 11:38
吉田議長	再開いたします。 それでは議会内部の関係でおこないます。 まず運営基準構成の関係で、局長から。 はい、局長。
吉田局長	プリントのほうに例規改正関係の資料を配布させていただいております。それで、まず今回の4月1日からの施行に伴います通年議会の関係、先に特別委員会のほうでもお示ししている部分でございますが、美里町議会通年議会実施要綱の部分でございます。あとは美里町議会だより発行規程、こちらも通年議会の関係でございます。あとは美里町議会の会議中継に関する規程、こちらも同様でございます。あと運営基準のほうも同様でございますが、こちらの運営基準の中に、先にお示しさせていただいております議会報告会の関係での改正の部分。あとは農業委員の関係で、農業委員会等に関する法律の一部改正がございまして、こちら運営基準の29になりますが、こちら削除になります。番号はこのまま残しての削除とさせていただきます。あと174になりますが、こちらは本日お示しする部分でございますが、慶弔の部分で、こちらの説明は議長、私してよろしいですか、174。
吉田議長	運営基準の174につきましては、今まで定めていたのが「議長経験者または叙勲受賞者」ということで、例えばですけれども議員経験が一期、二期であって、そして別な功勞のほうで叙勲を受けたという人も当然いるわけですから。それで今後、それを叙勲受章者の関係については、「議員としての功勞による受賞者に限る」ということにさせていただきたいということです。要するに自治功勞ということになろうかと思っておりますけれども、中に今までも例えば統計とか別な項目で叙勲を受けて、議員経験が少ないんだけれども叙勲を受けたというようなケースもあるものですから、あくまで議会ということで対応するということであれば、議員としての叙勲に限定したほうがいいんじゃないかということです。 そういうことで、ここの部分は改正をするということでさせていただきたいと。よろしいですか。 (「はい」の声あり)
吉田局長	整理いたしますと、運営基準のほうには通年議会に関係する既にお示し

	している部分以外に、今の 29 の議会推薦の農業委員の関係、あと議会報告会の関係でございます。こちらは 132、136、137、138 になりますが、こちらにも既に特別委員会等にお示ししているところでございました。あとの今の 174 の慶弔の部分でございます。 あと通年議会以外の部分で規程のほうの改定を予定しております。こちらが規程のほうの新旧対照表になります。まず美里町議会全員協議会傍聴規程でございます。こちらは前に改正をしていた部分で条ずれを起こしております。この第 95 条第 3 項というのは馴染まない条文になっておりました。第 101 条第 3 項が正しい条文になります。こちら字句を改めるという形になります。 あとは美里町議会被服等貸与規程でございます。こちらは前にヘルメットのほうを対応させていただいているところですが、そちらをこの被服等貸与規程のほうに盛り込ませていただきました。以上でございます。
吉田議長	この関係については特別委員会等でもお話していた部分がありますので、運営基準及び規程等の関係については全員協議会で決めればよしということになりますので、本日、皆さんがこれでよしということであれば、これで終わりということになりますので、いいですね。 （「はい」の声あり） はい、じゃ、次。
吉田局長	美里町議会として議員互助に加入いただいています。こちらは 1 年更新となっておりますので、28 年度について、引き続き継続の部分での確認でございます。 基本的には継続の場合は改めて告知をする必要がございません。お体のほうに特別、何か変わった部分がなければ、このまま継続ということになります。前に告知をしていただきまして加入ができなかった議員もいらっしゃったかと思います。そちらにつきましては、状況が変わっておりませんということであれば多分、再度申し込まれてもちょっと加入はできないかと思うので、その辺のお体の部分で状況がよくなって告知をする分にはよろしいかと思いますが、変わってない部分については、今のような状況でございます。それで、引き続き継続加入するか、これ議会全体での加入の受け付けということになっておりますので、その確認をお願いしたいと思います。
吉田議長	昨年と同様に加入している方についてはお願いしたいと、私からもお願いをしたいと思いますので、何とか継続加入ということでお願いいたします。よろしいですね。 （「はい」の声あり）
吉田局長	そうしますと、前回は議員積み立てからだったかと思いますが、同じようにさせていただきます。

吉田議長	ただ、改善して新たに入れるという人はチャレンジしてもらって。 あとですね、来月、ウイノナのほうからいらっしゃいますので、あとホームステイ、受け入れる方もいらっしゃいますけれども、よろしくお願いしますと思います。御案内等、交流会、14 日だったかな、恐らく御案内が行くと思いますので、都合が付く方は駅東交流センターだったと思いますけれども、ありますのでよろしくお願いします。 それと、皆さん御案内のとおりなんですが、今度の人事異動で相澤君が会計課のほうに異動になるということで、相澤君の代わりに町民生活課の窓口にいる高橋美樹さんがお出でになるということで、歓送迎会を4月の13 日、6時から上野屋さんということで一応、場所は副議長に確保していただきましたので、とにかく皆さん万障繰り合わせて全員参加、ま、事務局さんもですけどね、ということで事前にお話をしておきたいと思いますので、予定は入れないようにしてくださいということです。（「会費は」の声あり） 会費は積み立てのほうから出しますので、そういうことで対処したいと思います。 こちらからは以上です。もし皆さんのほうから何もないければ（「ありません」の声あり） 午後から教育民生の会議があるようですので。 はい、副議長。
平吹副議長	今日は御苦労さまでございます。皆さん御存知のとおり、さくらの便りがちらほら聞こえてきました。そういう中でも天気予報によりますと、明日からまた寒の戻りということで、体調には十二分に調整していただきたいと思っております。また、来月から通年議会ということありますので、28 年度よろしくお願いしますと思っております。 今日は大変御苦労さまでした。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長